個情第 2678 号 産情発 1202 第 3 号 医薬発 1202 第 2 号 老発 1202 第 5 号 令和6年12月2日

公益社団法人 日本薬剤師会 御 中

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 の一部改正について(通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイダンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)及び個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和6年個人情報保護委員会規則第4号)が令和6年12月2日に施行されました。

これに伴い、ガイダンスにつき別添1のとおり一部改正し、別添2のとおりとするため、 改正の趣旨、内容等についてご了知いただくとともに、貴団体会員に対する周知方よろしく お取り計らい願います。なお、本改正以降も最大1年間、従来の保険証に係る取扱いについ ては、なお従前の例とする点にご留意いただくようお願いいたします。